

○杵築市地域自立支援協議会設置要綱

(平成19年3月23日杵築市告示第10号)

改正	平成20年8月14日告示第32号	平成20年10月29日告示第40号
	平成21年3月25日告示第19号	平成22年3月26日告示第20号
	平成24年3月19日告示第20号	平成25年3月22日告示第19号
	平成26年3月31日杵築市告示第14号	平成28年6月1日杵築市告示第53号
	令和2年3月31日杵築市告示第18号	

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項各号の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、杵築市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 対応困難な事例等の研究に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 相談支援機能強化事業の活用に関すること。
- (5) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定に関して必要な事項
- (6) 障がい者の権利擁護に関して必要な事項
- (7) その他地域自立支援に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、12人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害当事者団体又は地域ケアに関する有識者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 権利を擁護する活動を行う者
- (6) 学校又は企業関係者

3 協議会は、必要に応じ、部会を設けることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会議及び議事)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た個人情報その他の情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成20年8月14日告示第32号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年10月29日告示第40号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年3月25日告示第19号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日告示第20号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日告示第20号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第19号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日杵築市告示第14号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月1日杵築市告示第53号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日杵築市告示第18号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。